

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、成長戦略の実現には、以下のコーポレート・ガバナンス体制が最適と考えており、このコーポレート・ガバナンス体制構築のため、監査等委員会設置会社を採用しています。

取締役会での意思決定の高度化

当社は、取締役会において、年度及び中期の経営計画や規模の大きいM & Aなど当社の方向性や成長戦略の中核となる重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する体制を構築すべきと考えています。そのためには、各カンパニーの事業に精通しこれを統轄する社内の業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、社内の事情に左右されない独立した立場にある複数名の社外取締役を置くことにより、取締役会において十分かつ充実した審議をもって重要な事項を決定することができると考えています。

当社の社外取締役は、企業の経営経験者3名(金融業、製造業、法務部門)、弁護士及び公認会計士の5名です。

業務執行取締役への権限委譲

当社は、全社の主要な事業をエネルギー・情報通信カンパニー及び電子電装・コネクタカンパニーの2つのカンパニーとして組織し、各カンパニーを統轄する業務執行取締役を定め、カンパニーに専属する事項や全社業績への影響が少ない事項については、当該業務執行取締役が迅速果敢な意思決定を行える機動的な体制が必要であると考えています。そのため、各カンパニーを統轄する業務執行取締役に大幅に権限委譲することによって、これを実現する体制としています。なお、当社では過年度の事業運営上の損失発生の実態を踏まえ、リスク想定及び分析・深掘りやリスク発現時に迅速な対応を可能とするための仕組みづくりなど、業務執行面でのいっそうの体制強化を進めています。

取締役会の監督機能の強化

取締役会は、大幅な権限委譲を受けた各業務執行取締役による業務執行の適法性及び妥当性を確保するために有効な内部統制システムを構築することで、執行体制に対する必要な統制を行うこととしています。

また、各業務執行取締役の業務執行に対する監督機能の強化として、当社経営陣から独立した複数の社外取締役を選任することとしています。

更に、取締役会が、業務執行取締役の成果を評価するに当たっては、その決定プロセスの客観性・透明性が確保されることが必要であり、これは取締役会による監督機能の強化に資するものと考えています。そのため、当社では取締役会において業務執行取締役の指名及び報酬を決定するにあたり、社外取締役が過半数を占める「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」の審議を経ることとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、原則として株式を保有しない方針としています。但し、当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有します。

保有しないこととした株式については売却を進めており、売却の進捗状況を取締役に報告しています。他方、保有を継続することとした株式については、事業を行う各カンパニーの投下資本の一部として位置づけ、その有用性を適宜検証し、保有継続の是非を取締役会において決定します。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、前項の保有方針及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断して、毎年適切に議決権を行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引に関する調査を取締役及び監査等委員を対象に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。その調査結果を元に株主総会招集通知や有価証券報告書等に関連当事者間の取引情報を開示しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金資産の管理・運用機関としてフジクラ企業年金基金を設けてその業務を委託しています。同基金は、その年金資産の運用の全てを専門機関である資産運用会社へ再委託し、その状況をモニタリングすることとしています。

当社は、委託先であるフジクラ企業年金基金が、実際に資産運用を行う各運用機関のモニタリングを適切に行えるよう、必要な人材の確保その他の同基金の運営体制の整備に留意することとしています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、グループ経営理念「ミッション・ビジョン・基本的価値(MVCV)」及び中期経営計画を定め、以下に掲載しています。なお、本書提出時点において、前年度(2019年度)の経営実績に鑑み、当社の事業回復に向けた計画を掲載しています。

グループ経営理念 : <https://www.fujikura.co.jp/corporate/philosophy/>

経営計画 : https://www.fujikura.co.jp/ir/management_policy/management_plan/

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記1. 基本的な考え方に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は取扱製品が多種多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度を改めて定めたものです。

当社では、取締役会において監査等委員でない取締役の報酬額を決定するにあたり、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会(人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役とする。)の審議を経ることとしています。報酬諮問委員会では、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について、その決定プロセスが公正・妥当であることを確認し、取締役会に対しその結果を答申します。取締役会は、この答申を受けて監査等委員でない取締役の報酬額を決定します。

「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位別の固定額とします。

「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位別の基礎額を設定し、一定の指標(営業利益率、株主資本利益率(ROE)、投下資本利益率(ROIC))に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。これらの指標は、「経営施策が反映されやすい指標」、「株主への利益還元度と相関の強い指標」であり、当社の成長戦略と親和性の高い指標であることから採用しています。

「株式報酬」

上記及びとは別に、取締役の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的とするものです。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬(短期業績連動報酬及び株式報酬)は最大で概ね4割強となる見込みです。業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社では、取締役会において監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の選任及び解任に係る株主総会議案を決定するにあたり、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会(取締役社長、人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役とする。)の審議を経ることとしています。指名諮問委員会では、取締役会が示す候補者の原案について、取締役の選任基準及び各候補者の実績を含む選任理由等の審議を通して、その決定プロセスが公正・妥当であることを確認し、取締役会に対しその結果を答申します。取締役会は、この答申を受けて株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の取締役の選任についての説明は「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しています。

【補充原則4 - 1 取締役会の決議事項及び取締役会から経営陣への権限委譲範囲】

「1. 基本的な考え方」で示したとおり、当社では、各カンパニーを統轄する業務執行取締役が迅速果敢な意思決定を行える機動的な体制を構築するため、取締役会から業務執行取締役に大幅に権限委譲しています。他方で、当社の取締役会では、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きいM&Aなどの重要な事項を決議します。なお、取締役会においては、事業に精通した社内の業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、社内の事情に左右されない独立した立場にある社外取締役の意見を反映しつつ十分な審議を尽くすことができる体制をとっています。

以上の決定権限の分配(取締役会と業務執行取締役)は、取締役の責任・権限規程として詳細を取締役会で決定しています。

【補充原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社における社外役員の独立性判断基準については、以下のとおりです。

なお、当社の社外取締役5名はいずれもこの要件を満たしており独立社外取締役と判断しています。

現在又は最近3年以内において次の各項に該当する者又は該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- 当社グループの重要な取引先(注1)又はその業務執行者(注2)
- 当社グループを重要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の総議決権の10%以上を有する株主又はその業務執行者
- 当社又は当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬(注3)を受け取っている者又はその業務執行者

(注1) 重要な取引先

当社から当該相手方に対する当社連結による売上が連結売上高の1%以上となる者及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上となる者

(注2) 業務執行者

業務執行取締役及びその直下の従業員

(注3) 多額の報酬

年額10百万円超

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の構成としては、長年当社事業の実務に携わってその実態に精通し、かつ経営一般に一定の知見を有する者を、時々当社事業のポートフォリオや重点施策に応じて業務執行取締役として選任することとし、現時点で9名の業務執行取締役がおります。このうち1名は米国人で

す。社外取締役は、取締役会の構成として業務執行取締役の員数とのバランスを考慮し、外部の多様な知見や専門性を有する複数名を置くこととし、現時点の社外取締役は5名であり、その構成は企業の経営経験者3名(金融業、製造業、法務部門)と弁護士1名及び公認会計士1名です。うち、2名は女性です。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役が上場会社役員を兼任する場合の対応】

社外取締役が他の会社の取締役・監査役・監査等委員を兼任する場合、株主への責務を果たすに当たって、当社の業務に十分な時間・労力を振り向けることができることを前提に、原則として当社を含め4社までとしています。また、重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しています。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性については、取締役全員を対象に、会議体としての適正性(時間、頻度、議事運営、議事録等)、付議案件の適正性(付議のタイミング、重要度、情報量等)、取締役の態様(審議への参画等)及び事務局体制についてアンケートを実施し、これを踏まえて改善を進めています。

当該アンケートにおける指摘事項などを踏まえ、具体的には、1)取締役会の審議をいっそう充実したものとするため社外取締役がより深い理解を得られるよう、社外取締役に対する各種説明会を実施、2)事業運営上の損失発生に鑑み、業務執行部門においてリスク想定及び分析・深堀やリスク発現時に迅速な対応を可能とするための仕組みによる体制強化、3)取締役会において、中長期の経営戦略等より重要な議論に注力できるよう、通常の業務執行にかかる議案の付議を減らすための付議基準の見直し等を行っています。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニング方針の開示】

当社では、取締役および監査等委員がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング(社内外の研修やセミナー等)や情報提供を適宜実施しています。新任の社外取締役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレート・ガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等の説明を行っています。また、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の動向、当社の経営環境等の説明や事業所の視察等を実施しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)当社では、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との対話等の取組みを推進しています。

(2)当社では、対話・情報開示の実効性を確保するため、IR担当取締役を置き、その下にコーポレート企画室IRグループを設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適切に情報開示を行っております。

(3)当社では、四半期毎(5月、8月、11月、2月)の決算説明会や工場見学、事業報告書・アニュアルレポート等の発行により情報開示を行っております。海外では、社長及びIR担当取締役が直接欧州、北米、アジアに赴き、海外機関投資家へ当社の事業概況、決算説明、中期経営計画の説明を行っています。また、適宜投資家を訪問し、株主総会議案、コーポレート・ガバナンス体制、ESG等についての意見交換の場を持つなど対話の充実を図っています。

(4)社長及びIR担当取締役は、上記の株主・投資家との面談結果等を適宜他の取締役等へフィードバックしています。

(5)当社では、決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中に決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えることとしています。また、内部情報管理規程にて、重要な情報の漏えい防止及びインサイダー取引の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,981,300	10.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,715,131	6.05
大樹生命保険株式会社	10,192,000	3.69
株式会社三井住友銀行	8,456,236	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777,000	2.45
DOWAメタルマイン株式会社	6,563,750	2.37
株式会社静岡銀行	5,788,725	2.09
フジクラ従業員持株会	5,220,973	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,911,800	1.78
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,607,949	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

1. 基準日時点において、上記のほか自己株式が19,454,193株ありました。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しています。
3. 以下の大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、いずれも2020年6月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

ブラックロック・ジャパン株式会社他6社より、2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年4月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・ブラックロック・ジャパン株式会社 / 3,906,200株 / 1.32%
 - ・BlackRock Fund Managers Limited / 398,101株 / 0.13%
 - ・BlackRock Asset Management Ireland Limited / 414,590株 / 0.14%
 - ・BlackRock Fund Advisors / 2,563,800株 / 0.87%
 - ・BlackRock Institutional Trust Company, N. A. / 3,633,800株 / 1.23%
 - ・BlackRock Investment Management (UK) Limited / 443,206株 / 0.15%
- 合計11,359,697株、3.84%

三井住友信託銀行株式会社他2社より連名にて、2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年3月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・三井住友信託銀行株式会社 / 6,778,000株 / 2.29%
 - ・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 / 6,703,700株 / 2.27%
 - ・日興アセットマネジメント株式会社 / 8,099,200株 / 2.74%
- 合計21,580,900株、7.29%

野村證券株式会社他2社より連名にて、2019年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年10月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・野村證券株式会社 / 29,377株 / 0.01%
 - ・NOMURA INTERNATIONAL PLC / 1,189,412株 / 0.40%
 - ・野村アセットマネジメント株式会社 / 19,667,500株 / 6.65%
- 合計20,886,289株、7.06%

日本生命保険相互会社他2社より連名にて、2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・日本生命保険相互会社 / 2,679,000株 / 0.91%
 - ・ニッセイアセットマネジメント株式会社 / 416,500株 / 0.14%
 - ・大樹生命保険株式会社 / 10,337,100株 / 3.49%
- 合計13,432,600株、4.54%

LSV Asset Managementより、2019年2月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年2月22日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・LSV Asset Management / 11,867,900株 / 4.01%

みずほ証券株式会社他2社より連名にて、2018年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の記載があります。

(氏名又は名称 / 保有株式数 / 保有割合)

- ・アセットマネジメントOne株式会社 / 12,830,400株 / 4.34%
 - ・Asset Management One International Ltd. / 672,500株 / 0.23%
- 合計13,502,900株、4.56%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
下志万正明	他の会社の出身者													
阿部謙一郎	公認会計士													
白井芳夫	他の会社の出身者													
村田恒子	他の会社の出身者													
花崎浜子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下志万正明			下志万正明氏は、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、2003年6月に同行を退職しています。	下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で枢要な地位にあった経験から、財務及び会計について相当程度の知見を持ち、企業経営に十分な経験を有しています。同氏は、これまで当社の社外監査役又は社外取締役として取締役会の審議に参加し、専門的知見と実務経験を活かし的確な意見を述べてきています。また、同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。

阿部謙一郎		該当事項はありません。	阿部謙一郎氏は、公認会計士として高い専門性を有するとともに、長年にわたり多くの企業の会計監査に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有しています。これまで当社の社外取締役として取締役会の審議及び議決に参加し、専門的知見と実務経験を活かし意見を述べてきています。また、同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。 同氏は当社の会計監査人であるあらた監査法人の代表社員でしたが、同監査法人に在籍中当社の監査に関与したことはなく、2012年6月に同監査法人を退職しています。
白井芳夫		白井芳夫氏は、過去に業務執行者であったトヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社及び豊田通商株式会社と当社との取引は販売、購入共に当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、同社は当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	白井芳夫氏は、トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社、豊田通商株式会社の取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と見識を有しています。2016年からはセイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員を務めるなど、社外取締役としての経験も有しています。これまで当社の社外取締役として取締役会の審議に参加し、豊富な経営経験と識見を活かした確かな意見を述べてきているなど、社外取締役として適格であると考えています。また、同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
村田恒子		村田恒子氏は、パナソニック株式会社の業務執行者でありましたが、2013年9月に退職しています。なお、当社との間の取引は販売、購入ともに当社及びパナソニック株式会社の連結売上高の1%に満たず、当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。	村田恒子氏は、パナソニックグループにおいて法務部門の責任者としてコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスについて豊富な経験と見識を有しています。加えて、日本年金機構において理事及び監事として経営及び監査の両面の経験を有しています。また、同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。 なお、同氏は当社との間に利害関係はありません。
花崎浜子		該当事項はありません。	花崎浜子氏は、高い専門性を有する弁護士として長年にわたり企業法務に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有しています。同氏は当社の定める独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。また、同氏は当社との間に利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の職務の執行を補助しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、年初に会計監査に係る監査計画を会計監査人から聴取、確認し、それに基づき期中の監査、期末の監査の結果について会計監査人から報告を受け、会計監査の内容・体制等についても、会計監査人と年間数回のディスカッションを行い、意見交換を適宜行うこととしています。また、内部監査部門と原則月12回以上会合を開き、活動状況の報告を受け、必要に応じて、監査等委員会から内部監査部門に対し、監査要請をします。加えて、その他の内部統制部門とも必要に応じ、意見交換及び報告を受けるようにしています。さらに、子会社の監査役とも意見交換の場を設け、情報の共有及び連携を図りながら、内部統制システムを活用した組織的監査を実施しております。

監査等委員会を支援する監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行います。

監査等委員会は、監査の実効性確保のため会計監査人及び内部監査部門との連携確保の場として三様監査協議会を設けています。同協議会は、これまで適宜意見交換を行っていたものを、四半期ごとに開催する正式な会合として設置したものです。内部統制システムの運用状況やそれぞれの監査状況についての情報共有や、不正リスクの低減に関する意見交換などを行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名諮問委員会は、取締役の選解任に関する株主総会議案の原案、取締役の選任基準の制定・変更・廃止並びに取締役の選任及び解任に関する事項について、取締役会の諮問に応じて審議し決定することとしています。

報酬諮問委員会は、監査等委員を除く取締役の報酬について取締役会の諮問に応じて審議し個々の報酬額を答申するとともに、取締役の報酬(株式報酬を含む)額を決定する規律の改変等について検討を行うこととしています。

いずれの委員会も過半数の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役から選定することとしています。なお、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の活動状況は有価証券報告書において開示しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

(当社の独立性基準)

現在次の各項に該当する者または最近3年以内に次の各項に該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- ・当社グループの重要な取引先*1またはその業務執行者*2
- ・当社グループを重要な取引先とする者またはその業務執行者
- ・当社の総議決権の10%以上を有する株主またはその業務執行者
- ・当社または当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬*3を受け取っている者またはその業務執行者

*1 重要な取引先:当社連結の販売額が連結売上高の1%以上である取引先及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上である取引先

*2 業務執行者:業務執行取締役及びその直下の従業員

*3 多額の報酬:年額10百万円超

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入等については、【原則3 - 1 . (iii)】に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額は433百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・報酬の算定方法については、【原則3 - 1 . (iii)】に記載のとおりです。
- ・報酬額（総額）については、2017年6月29日開催の第169期定時株主総会において以下のとおり決議しています。
 - 「金銭報酬」
 - 監査等委員でない取締役 年額6億円以内
 - 監査等委員である取締役 年額1億円以内（うち社外取締役分70百万円以内）
 - 「株式報酬」
 - 年額120百万円以内かつ285千株以内（但し、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に限る）

【社外取締役のサポート体制】

- ・当社の社外取締役は全て監査等委員であり、監査等委員のサポートは監査等委員会室が行っています。監査等委員会室には専任者を配置するとともに、業務執行側から独立性を有し監査等委員会からの直接の指示・命令の下でサポートを行っています。
- ・取締役会からの権限委譲を受けて業務執行取締役のみで決裁する事項及びカンパニー経営会議（カンパニーごとに開催され、カンパニー内の重要事項を討議する会議体）で討議される事項については、所定のデータベースに登録されており、監査等委員は常時閲覧することができます。更に、当該事項については、当社コーポレート部門（コーポレート企画室及び法務室）と監査等委員会室で協同して当該データベースに登録された情報を確認し、必要に応じ追加の情報収集などを行ったうえで監査等委員へ報告しています。
 - また、監査等委員が出席する取締役会及び監査等委員会の資料は事前に配布しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社では、2020年3月31日をもって、いわゆる「相談役・顧問制度」を廃止いたしました。なお、取締役社長退任者に対し、「名誉顧問」（勤務・報酬等なし）の呼称を使用することを許容しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行に係る事項)

業務執行にかかる事項は、「 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(監査・監督に係る事項)

監査・監督にかかる事項については、「 1.【監査等委員会】」に記載のとおりです。

(指名、報酬決定等の決定に係る事項)

指名、報酬決定等にかかる事項は、「 1.【任意委員会】」に記載のとおりです。

(取締役会の活動状況)

取締役会の活動状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告において毎年開示しています。

(会計監査の状況)

会計監査の状況については、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、監査業務の体制は、業務を執行した公認会計士である岸信一氏、五代英紀氏の他、補助者として公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他10名となっています。

(責任限定契約の内容)

当社は、全ての社外取締役との間で会社法の定める責任限定契約を締結しています。その内容は、当該社外取締役の責任の限度額を、法令で定める最低責任限度額とするものです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、「 1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年9月16日開催の第172期定時株主総会に関する招集通知は、同年8月21日付で発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年度よりインターネットによる議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年度より、株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ上に招集通知の英文の要約を掲載しています。
その他	広く招集通知等の閲覧を可能とするため、当社ホームページにおいて公開しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月・8月・11月・2月の年4回開催しています。説明会は四半期ごとの決算内容を説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及びIR担当取締役が欧州、北米、アジアに赴き当社の事業概況、決算説明、中期経営計画の説明を直接行い、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中期経営計画、アニュアルレポートなどのIR資料は、当社ホームページ上に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)の設置 IR担当部署: コーポレート企画室 IR担当役員: 常務取締役 関川 茂夫 IR事務連絡責任者: コーポレート企画室 IRグループ長 久堀太士	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2009年4月に「フジクラグループCSR理念」、「フジクラグループCSR基本方針」及び「フジクラグループCSR活動指針」を制定しています。当社では、関わり合いの深いステークホルダーである「顧客(お客様)」、「社員(家族を含む)」、「投資家・株主」、「取引先」、「地域社会」、「環境・行政」との適切なコミュニケーションを通して、そのご期待やご意見を今後のグループ経営に生かしていくことが、企業が社会的責任を果たす上で重要であると考えています。詳細については以下に掲載しています。 参照先URL: https://www.fujikura.co.jp/esg/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ESGの3側面である、環境・社会・企業統治に関する幅広い取り組みを実施しています。これらの取り組みについては、毎年「統合報告書」として取りまとめ、当社ホームページ上で公開しています。当社のESG活動の考え方、取組状況等について引き続き広くステークホルダーに伝えていきます。 参照先URL: https://www.fujikura.co.jp/esg/index.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方(当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体)

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は15名、うち監査等委員でない取締役は9名(以下、「業務執行取締役」という)、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は6名である。社外取締役は5名で全員が監査等委員である。

当社では、取締役会の決議により、業務執行取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役社長は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体(以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という)についての最高経営責任者となる。取締役社長以外の業務執行取締役は、社内カンパニーとして組織された主要な事業分野の責任者またはカンパニー以外のコーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門(以下、「コーポレート部門等」という)若しくは当該部門に属する組織を統括する責任者となる。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要なグループ会社についても当社側の責任者に業務執行取締役を置く。

当社の経営は、上記の責任を分担する個々の業務執行取締役を最高経営責任者である取締役社長が統括する体制で執行される。

監査等委員会は1名の社内取締役と5名の社外取締役の合計6名で構成され、社内取締役は常勤である。監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設ける。

業務執行取締役はその所管するカンパニー及びコーポレート部門等並びにグループ会社について、内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会の監査は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システムの遵守及び実行の状況を確認・検証することによって行われる。監査等委員会はこのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、フジクラ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然として対応するとの基本方針を定めており、これを役員、従業員その他の業務従事者に周知、徹底させている。

また、反社会的勢力に対する対応統括部署、対応責任者を定めており、弁護士等への相談、情報収集のための社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等への加盟など、外部の専門機関との連携も図っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっています。

< 適時開示体制の概要 >

当社では、社内の規程として「内部情報管理規程」及び「フジクラリスク管理規程」を制定し、社内における重要な情報の収集、連絡、開示方法等の管理基準を定め、情報の管理責任者(コーポレート企画室長)が開示についての確に実行できる体制を整えています。

具体的には、当社において発生した重要な事実や決定した重要な事項について、これらの規程に則り管理責任者(コーポレート企画室長)に情報が集められたのち、会社業績に直接影響を与える事実や事項については経理部、その他の事実や事項については法務室が情報を整理し、当該情報を適時・適切に開示しています。

